

2017. 6. 16

一般社団法人静岡県信用金庫協会

全国初、静岡県内信用金庫の「後見支援預金」の取扱い開始について

(一社) 静岡県信用金庫協会の傘下の 12 信用金庫は、近年、後見人による不正（被後見人預金の使い込み）等が社会問題化していること及び平成 29 年 3 月 24 日に政府が閣議決定した「成年後見制度利用促進基本計画」内で「後見制度支援信託に並立・代替する新たな方を金融関係団体や各金融機関において積極的に検討することが期待」されていることに鑑み、家庭裁判所の「指示書」がなければ出金等ができない預金（「後見支援預金」）の取扱いを平成 29 年 7 月から順次、開始することとしました。

なお、本件は、(一社) 静岡県信用金庫協会と静岡家庭裁判所との間での協議を経て、取扱い開始に至ったものです。このような信用金庫の預金に家庭裁判所が関与するスキームは全国初となります。「後見支援預金」の概要は下記のとおりです。

記

- (1) 利用対象者
家庭裁判所が「後見支援預金」の新規契約にかかる「指示書」を交付した者
- (2) 取扱商品
普通預金のみとし、商品特性としてキャッシュカードは発行しない。
なお、最低預入単位の制限はない。
- (3) 取扱開始時期
県内 12 信用金庫において平成 29 年 7 月から順次、取扱いを開始する。

★ (一社) 静岡県信用金庫協会会長の御室健一郎（浜松信用金庫理事長）のコメント

「静岡県の信用金庫では、高齢者を狙った特殊詐欺被害防止の観点から本年 3 月より『キャッシュカード振り込み機能の一部利用制限』を実施し、還付金詐欺の一定の抑止効果となっているものと思われる。

今回の「後見支援預金」は、静岡県内の 12 の信用金庫全体で取組むことにより、近年、社会問題化している後見人による不正な預金の引出し等の防止が広域的に図られることや顧客の利便性が高まることが期待できる。

今後も静岡県の信用金庫は顧客の財産を守る地域の身近な金融機関として、県内の 409 店舗のネットワークを生かした社会貢献を果たしていきたい。」

【お問い合わせ先】

(一社)静岡県信用金庫協会
電話：054-255-5530